瀬戸内市立邑久小学校　職員　校内ルール

令和7年度

教職員には、その職責から高い倫理性が求められる。勤務時間の内外を問わず、「本校から一人の不祥事も出さない」という誓いのもと、絶えず強い自制心をもって行動する。

	【校内で】
1	（携帯電話・撮影機器の使用） ・携帯電話は原則職員室に置き、緊急の場合を除いて使用しない。使用する場合は職員室付近で行い、教室等児童が教育活動を行う場所には持ち込まない。 ・校内外での活動における緊急連絡手段等としてスマートフォン、携帯電話が必要となる可能性がある場合は、事前に管理職の許可を得る。
2	（セクハラ・パワハラの禁止） ・セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントは相手の人格や個人としての尊厳を著しく傷つけるものであり、その防止及び排除に努める。
3	（守秘義務） ・職務上知り得た秘密は外に漏らしてはならない。また、他人に聞こえる様な場所では話題にしない。
4	（体罰等の禁止） ・体罰は学校教育法１１条で禁止されており、指導ではない。いかなる場合でも体罰は行ってはならない。児童の人格を否定するような叱責も行わない。また、不必要な身体接触を行わない。
5	（いじめの認知・対応） ・いじめを早期発見するために、児童の様子・言動をじっくり観察し、アンテナを高く保つ。いじめを発見した場合は、学年主任・生徒指導に報告するとともに事実確認を行い、被害・加害両児童に指導 ・支援を行う。確認した事実及び指導した内容については管理職に報告し、保護者にも連絡をする。必要に応じてケース会を開いたり、保護者に学校へ来てもらう等の対応も行う。
6	（虐待の発見） ・児童虐待の兆候となる身体の傷や痣を発見した場合、すぐに保健室で状況を確認し（必要なら写真撮影）、児童から聞き取りを行う。事実確認後、管理職に報告。管理職から子ども家庭課もしくは中央児童相談所に連絡を行う。（教職員には虐待を発見した場合、通告の義務がある。）迅速な対応が求められる。
7	（不登校への対応） ・児童の状況把握を学年団で確実に行い、ケース会を開いたり、必要な場合はＳＣやＳ

8	SWなど外部の相・談機関につないだりする。 （生徒指導・保護者対応） ・児童への直接指導や面談をする時には、複数（もしくは複数の目がある場所）で対応する。 ・保護者からの相談については真摯に対応する。事後必ず管理職に報告する。
9	（児童との直接連絡の禁止） ・児童のスマートフォン等に直接電話することや、電子メール・SNS等を使用して連絡を取ることは禁止する。
10	（徴収金の会計処理） ・学校徴収金については、適正に処理するとともに、根拠となる「（見積）・請求・納品」等の書類をそろえて厳正に会計報告を行う。 ・やむを得ず現金を預かる場合は、複数で確認し、「現金保管記録簿」に適切に記入の上、保管する。
12	（自家用車での児童の輸送） ・教職員の自家用車で児童を搬送したり、許可なく児童を自家用車へ同乗させたりしない。緊急搬送の場合は救急車を呼ぶかタクシーを使用する。
13	（個人情報の取扱　情報セキュリティ） ※瀬戸内市の「セキュリティ・ポリシー」を守るとともに以下のことに留意する。 ・個人情報等の外部持ち出しは原則禁止とし、業務上やむを得ない場合は、管理職の許可を得る。 ・怪しいと思われるメールは開かず、迷惑メールとして処理をする。
14	（健康管理） ・日々の業務を効率的に処理し、時間外勤務は極力控える。 ・月に1回程度ある定時退庁日には勤務時間終了後、速やかに退庁する。 ・年次休暇の計画的な取得促進に努め、特に長期休業中は自らの健康管理（体力作りやストレスの発散）と自己研鑽の機会とする。

＜児童・保護者向け相談窓口＞
保健室（養護教諭）職員室（副校長・教頭）

	【校外で】
15	（業者関係） ・リベート、プレゼント、業者等による接待は厳に慎む。
16	（射幸的行為）

	・射幸的行為（賭博・ギャンブル等）はもとより過度の飲酒・遊戯を慎む。
17	（個人情報の流布） ・教職員が個人の情報や学校の情報等を自らのフェイスブックやツイッター等にアップロードすることは禁止する。
18	（盗撮・わいせつ行為の禁止） ・迷惑防止条例等に抵触する盗撮行為、及び児童・生徒とのわいせつ行為は人権を著しく傷つけるとともに学校の信頼を失墜させる行為であり、絶対に行ってはならない。
19	（交通安全） ・交通法規を遵守し、安全運転に心がける。違反や事故を起こした場合は速やかには所属長に報告する。 ・飲酒・酒気帯び運転は絶対にしてはならない。また、飲酒の量や時刻によっては翌日までアルコールが残る可能性があることを十分認識し、アルコールが残っている場合は運転をしないこと。 ・事故を起こした場合は、教職員としての自覚と責任感により、冷静かつ適切に事後処理を行い、誠意をもって対応すること。また、速やかに所属長に事故報告を提出すること。
20	（校外研修への参加） ・校外研修に参加する時には、学びに行くにふさわしい服装や態度で参加する。また、会場校や役員の方にお世話になっていることを、常に心に留めておく。